

徳島県病院局管理規程第五号

徳島県病院局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局会計年度任用職員給与規程（令和二年徳島県病院局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「医師法」を「徳島県立中央病院において医師法」に改め、「第十六条の二第二項」の下に「又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の二第一項」を、「臨床研修」の下に「（以下「臨床研修」という。）」「を、「受けている医師」の下に「及び歯科医師」を加え、同条第三項中「の期間」を「の期間の区分」に改め、「職員の」を削り、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、臨床研修を受けている医師又は歯科医師であるフルタイム会計年度任用職員（初任給調整手当を支給される者に限る。）の初任給調整手当については、その支給期間は一年とし、その月額採用の日以後の期間の区分が一年未満の場合に職員給与規程別表第五に定める額として得られる額に職員給与規程第四条の三の規定の例により得られる額を合わせて得た額とする。

別表第二ホの表中「「第13号欄」を「第1号欄」に、「第45号欄」を「第29号欄」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。